

大和市副市長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第40号

大和市副市長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則

大和市副市長の事務分担等に関する規則（平成22年大和市規則第14号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（市長の職務代理の順位の適用区分）

- 2 第4条の規定にかかわらず、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間、同条の規定中「第2条第1項に掲げる順序による」とあるのは、「第2条第1項第2号、同項第1号の順序とする」とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。